

新島小学校学校いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する小学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

いじめは重大な人権侵害であり、いかなるもの（形態）であつても許されない。学校は全職員が一丸となって、いじめの防止、早期発見、発生時の適切な対処に努め、また、何人もそれを見て見ぬふりをすることは許されない。

また、学校はいじめ問題への対処にあたり、保護者等への正確で丁寧な説明を行う。

2 いじめの形態（具体的な内容）

- ・けんかやふざけ合いで、嫌なことをされる。
- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

3 学校いじめ対策組織の設置と校内体制

生徒指導部会を核とした学校いじめ対策組織を設置し、以下の取組を実施する。

- (1) 学校いじめ防止等基本方針を策定する。
- (2) 学校いじめ防止等基本方針に基づき、具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を実施する。
- (3) 「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する職員研修を企画・運営する。
- (4) 学校におけるいじめの相談・通報の窓口となる。
- (5) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る。
- (6) いじめの疑いに関する情報があつた時の緊急処の方針の決定と保護者との連携を図る。

- (7) 構成員は、生徒指導部会を基本とするも、(1)の基本方針の策定に際しては保護者等地域の代表も構成員とし、また、(5)の緊急対処に際しては関係職員をメンバーとする。

＜生徒指導部会（いじめ対策会議）のメンバー＞

校長、教頭、生徒指導主任、人権主任、道徳主任、養護教諭

4 いじめ防止等の方針

- (1) 人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にする心を育むことによって、いじめの防止・早期発見に努める。
- (2) 児童のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな人間関係づくりを推進する中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (3) 発達の段階に即した確かな児童理解、教育相談の重視、全職員による一貫性のある組織的な指導の中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (4) 学校全体での暴力・暴言の排除、過度な競争意識や勝利至上主義等、児童のストレスを高くする指導を見直す中で、いじめの防止に努める。
- (5) 学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働していじめの早期発見に適切に努めるとともに、発生時には毅然と対処し、継続的にその指導にあたる。

5 具体的な取組

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえて、全ての児童を対象に、以下のようにいじめの未然防止に取り組む。

ア いじめ防止等に向けた取組の年間計画等の作成と見直し

- ・学校いじめ防止等年間計画の作成と年度末における見直し
- ・教師用のチェックリストの作成と活用

イ 道徳教育及びいのちを大切にするキャンペーン等の充実

- ・全教育活動を通した道徳教育の推進
- ・児童会活動等、児童の自発的な活動の展開
- ・豊かな人間関係づくり実践プログラムの推進
- ・自然体験や宿泊体験、職場体験の推進
- ・人権教育の推進、標語の作成と掲示
- ・読書活動の推進

ウ インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進

- ・情報モラル教育による未然防止の推進
- ・プロバイダ責任制限法による誹謗中傷等の削除要求、発信者情報の開示請求等の周知

エ 教職員研修の推進

- ・職員会議でのいじめ防止等の共通理解
- ・いじめの防止等に関する事例研修の実施
- ・生徒指導の機能を重視したわかる授業の展開
- ・教職員の児童を傷つける発言等や体罰根絶に向けた研修の実施

オ 保護者や地域住民等への啓発活動

- ・いじめ防止対策推進法の家庭・地域への周知
- ・リーフレット類の配付
- ・「いじめゼロ宣言」の児童会での採択と掲示
- ・道徳の授業の保護者への公開
- ・連絡帳の確認

(2) 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを教職員は認識し、以下のようにいじめの早期発見に努める。

ア 早期発見のための措置

- ・日常的な一人一人への声かけ
- ・日記や連絡帳等の活用
- ・昼休み等授業時間外での、児童の人間関係の観察
- ・電話連絡や家庭訪問等、保護者との日ごろからの連携
- ・いじめ等児童の悩みのアンケート調査実施
(年4回：5月、7月、9月、11月)
- ・定期的な教育相談の実施
(6月、9月、随時)

イ 相談体制の整備

- ・児童と教職員の豊かな人間関係の構築
- ・保健室や相談室（あやめルーム）の相談機能の充実
- ・相談箱の設置と周知
- ・いじめについて「話す勇氣」の指導
- ・児童の相談記録等、教職員による情報の共通理解
- ・保護者や地域住民等から学校へのいじめ等の情報の連絡先

電話番号 56-0903

担当：教頭・生徒指導主任・養護教諭

・児童・保護者に対して電話相談窓口の周知

香取市ほっとダイヤル<香取市教育委員会対応> 0 4 7 8 - 5 0 - 1 2 8 8 千葉県子どもと親のサポートセンター(24時間) 0 1 2 0 - 4 1 5 - 4 4 6 24時間子供 SOS ダイヤル<全国共通> 0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
--

(3) いじめに対する対処

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、「いじめ発生時の対応マニュアル」に従って、組織的に対応する。

<以下概要>

ア いじめの認知

・いじめの疑いについての初期情報の把握

保護者や地域住民等からの相談先

学校電話番号 5 6 - 0 9 0 3

イ 初期対応

- ① 学校いじめ対策組織で初期対応の方針の決定
- ② 教育委員会への報告と連携
- ③ いじめられている児童及びその保護者への方針説明
- ④ 事実関係を明確にする調査
- ⑤ 初期支援（指導）

ウ 二次対応

- ① 情報整理と具体的な指導・支援体制の確立（全職員での共通理解）
- ② 保護者への報告と支援・助言

エ 長期対応

- ① 関係児童の心のケア
- ② 再発防止に向けた継続的な支援・指導・助言

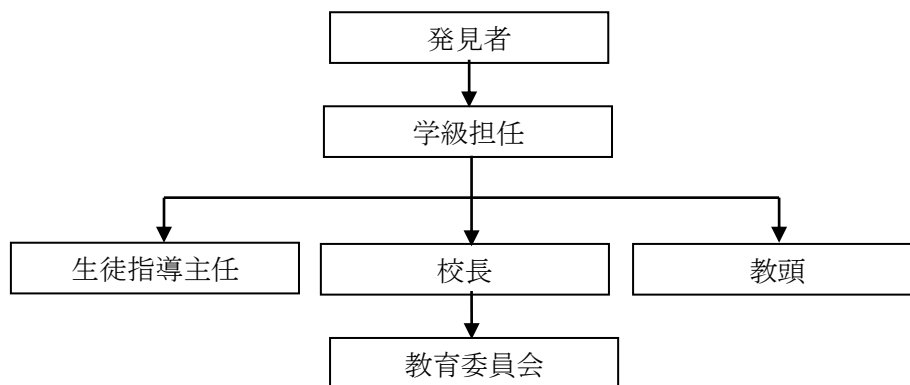
オ 重大事態発生時の関係機関との連携

（参考）重大事態とは（いじめ防止対策推進法 第28条より）

（ア）いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた
と疑いがあると認めるとき

（イ）いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく
されている疑いがあると認めるとき

児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたと申し立て
があったとき



(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは以下の2点の要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること。(3か月継続)
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

6 その他

- ① 学校いじめ防止等基本方針をホームページで公開する。
- ② 学校いじめ防止等基本方針は、毎年度、学校評価等を活用して見直す。

令和7年4月改定